

# ご利用ください！ 住宅改修資金補助制度

対象住宅／次のいずれかの建築物

- ①個人住宅（自己の居住用の建築物）
- ②併用住宅（個人住宅と店舗や事務所等が同一の建築物になっている場合の居住用部分のみ）
- ③集合住宅（アパート等の所有者の自己居住部分のみ）

対象工事／町内に事業所がある施工業者が行う工事費が20万円以上（消費税および地方消費税を除く）の改修工事で、平成27年2月末日までに完了するものです。なお、交付決定後30日以内に着工する必要があります。

※補助金交付決定以前に着工した工事は対象となりませんので、工期には十分注意してください。

改修工事例／浴室・台所・トイレ等の水回りの改修工事、屋根や外壁の改修や塗装等

補助金額／改修工事に要した費用（消費税および地方消費税を除く）のうち、10%に相当する金額（千円未満は切り捨て）とし、20万円を上限とします。

その他／詳しくは、町公式ホームページ（<http://www.town.yorii.saitama.jp/soshiki/13/jyutakukaisyu.html>）をご覧ください。

問い合わせ／商業観光振興課（☎581・2121内線446）へ。



浴室改修工事前



浴室改修工事後

# ご存じですか？ 特定外来生物

特定外来生物とは『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)』により、日本の生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、またはその恐れのあるものとして指定されており、飼養(飼育・栽培・保管・運搬)、販売、輸入が原則禁止され、防除を行うこととされている動植物です。

気が付かないうちに違反してしまわないためにも、特定外来生物のうち、町内でよく見られる主なものと今年県内で発見された強い毒性を持つセアカゴケグモについてご紹介しますので、発見した際は取扱いに十分注意してください。

## 主な特定外来生物

### ●アライグマ【哺乳類】



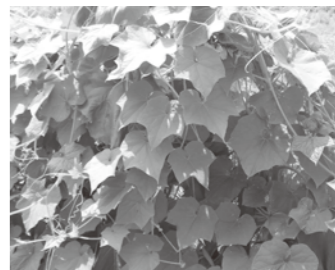
北アメリカ原産の中型哺乳類で、タヌキやアナグマに似ており、長いしっぽにしま模様があるのが特徴です。ペットとして輸入されたものが逃げたり放されたりしたことで野生化し、人家に住みついたり、農作物を食い荒らすなどの被害が発生しています。被害に遭いにくくするためには家の周りにエサとなるものを放置しない、屋内への侵入口となる可能性のある箇所を塞ぐ、畑の周囲に電気柵を設置して侵入しにくくするなどの対策が挙げられます。また、町では「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、継続的な防除活動を実施しています。アライグマを自宅や近所で見かけたり、被害を被ったりした場合は情報をお寄せください。

### ●オオキンケイギク【植物】



北アメリカ原産の多年草で、高さ30〜70cm程度。道端や河川敷、線路際などに生育し、5月から7月ごろにコスモスに似た黄色の花を付けます。以前は緑化のため道路の法面などに利用され、緑化用に苗も流通していました。しかし、あまりの強靱さのため、一度定着すると在来の野草を駆逐してしまい、景観を一変させる性質を持っています。オオキンケイギクが一般の家庭や畑に生えていた場合、刈り取らずに根から引き抜き、ビニール袋等に入れて完全に密封し、2〜3日天日に晒して枯死させた後、可燃ごみとして出してください。

### ●アレチウリ【植物】



北アメリカ原産のウリ科の一年草で、長さは数m〜数十mになります。葉はざらつき、粗い毛が密生したつるをもち、荒地、河川敷、土手、畑等に群生していることが多いです。生育速度が非常に早く、ひと株当たり400〜500個の種子を付けるため全国の河原や林の周縁部で大繁殖し、在来植物を駆逐しています。アレチウリを防除するためには土壌処理剤のみでは難しく、茎葉処理剤や結実前の刈り取りの併用が必要であり、防除に手を焼く雑草です。

### ●セアカゴケグモ【クモ・サソリ類】



原産地はオーストラリアですが、コンテナなどに付着して国内へ侵入し、その後貨物やコンテナ、建築資材、自動車等によって各地へ運ばれたと考えられています。日当たりのよい暖かい場所、あらゆる窪みや穴、隙間などに営巣します（プランターの底、室外機の裏、庭に置いた靴の中など）。オスは無害ですがメスは毒を持っており、メスの体長（胴体）は約1cm（足を含めると2〜3cm）ほどで、全体が光沢のある黒色をしています。腹部背面に赤色の模様があるのが特徴です。攻撃性はありますが、触ると咬まれることがあります。咬まれると局所の疼痛、熱感、紅斑などが生じます。県内では今年7月に川越市内で初めて確認されました。町内で発見した場合には殺虫剤や熱湯をかける、靴で踏み潰すなどして、殺した後は埼玉県北部環境管理事務所（☎523・2800）もしくは役場へご連絡ください。万が一咬まれてしまった場合には、速やかに医療機関で受診してください。

問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線224）へ。

## ご利用ください！

### 勤労者住宅資金

#### 貸付制度

町では勤労者の住宅取得を支援しています。制度の概要は次のとおりです。

対象／次の①〜⑤の要件をすべて満たす方

- ①町内に居住しているか、または居住しようとする方
- ②同一事業所に2年以上引き続き勤務している方
- ③20歳以上55歳以下の方
- ④返済しながら生活に支障のない方
- ⑤町税を完納している方

資金の用途／利用申込者が、町内に居住するための住宅の新築・増改築・購入（中古住宅・マンションを含む）、借地買い取りをするための資金に限り、500万円以内（無担保）

貸付金額／1,000万円以内（無担保は500万円以内）

提出書類／寄居町勤労者住宅資金利用申込書、源泉徴収票（給与明細書）、町税等に関する滞納がないことを証明できる書類

その他／中央労働金庫での審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。貸付条件等の詳細については、町公式ホームページ（<http://www.town.yorii.saitama.jp/soshiki/13/jyutakukushikin.html>）をご覧ください。

問い合わせ／商業観光振興課（☎581・2121内線446）へ。

## パートタイム労働法

### が変わります！

平成27年4月1日から

パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるよう『パートタイム労働法』が改正されました。

#### ＜改正の主なポイント＞

- 1. パートタイム労働者の公正な待遇の確保
  - ・正社員と差別的取扱いが禁止される
  - ・パートタイム労働者の対象範囲の拡大
  - ・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならない
- 2. パートタイム労働者の納得性を高めるための措置
  - ・パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇い管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならぬ
- 3. 『パートタイム労働法』の実行性を高めるための規定の新設
  - ・雇い管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる

その他／『パートタイム労働法』の対象となるパートタイム労働者とは、

「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される正社員の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」のことです。改正の詳細については、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1o.html>）をご覧ください。

問い合わせ／埼玉労働局雇用均等室（☎048・600・6210）へ。